平成20年4月1日制定 平成25年5月1日最終改定

認定証票の様式及び表示の方法

冷凍食品製造工場認定要綱第6条第2項に定める冷凍食品認定工場で生産され、「冷凍食品の品質 基準」、「冷凍食品の表示基準」及び「冷凍食品の衛生基準」に適合した製品に印刷する「認定証」 の様式及び表示の方法を次の通り定める。

(一) 様式



認定証票の外周円の直径は15mm以上とし、「認定証」の文字は白抜きとすること。

(二) 表示方法

- (1)「認定証」と一括表示は、販売最小単位の包装面のなるべく近いところに一緒に印刷する こと。若しくは、「認定証」と一括表示を一緒に印刷したラベルを、販売最小単位の包装 面に貼付すること。
- (2)「認定証」は文字が正確に読み取れるよう、擦れ等がないように印刷すること。
- (3)「認定証」の表示は最小包装単位で行うことが原則であるが、最小包装単位に「認定証」を 貼付した製品を輸送するために用いるダンボール等の外箱にも「認定証」を貼付する場合 は、外箱に最低限、商品名、内容量、賞味期限、保存方法、製造業者等の氏名を同時に印 刷または、同時に印刷したシールを貼ること。

(三) 禁止事項

製品以外に「認定証」を使用することは禁止する。

認定証票(マーク)に関するQ&A

<総論>

- (問 1) 認定証マークとは何ですか。
- (答) 認定証マークとは右記のものです。

(一社)日本冷凍食品協会(以下、協会という。) の会員の冷凍食品製造工場で、冷凍食品認定制度 により認定を受けた工場(以下、認定工場という。) で製造される冷凍食品に対して貼付することができ るマークで、信頼の目安です。



ただし認定証マークは商標登録(登録番号第 2232465 号)されており、使用方法 には後述する決まりがありますので、注意して下さい。

- (問 2) 認定証マークの使用に費用はかかりますか。
- (答) 認定証マークを付けて冷凍食品を販売する場合に、冷凍食品の重量によって認定 証票使用料を支払って頂きます。認定証マークを付けて販売する冷凍食品は、1 年間で60トン以上と定めていますが、仮に0トンであった場合でも、認定証マーク使用の基本料金として26,400円を徴収します。詳細は冷凍食品製造工場認定要 領をご覧下さい。

<使用の可否>

- (問 3)協会の会員で、審査を受けて認定工場となりましたが、認定証マークはいつから 使用できますか。
- (答) 協会の冷凍食品製造工場で、冷凍食品認定制度に基づく認定を受けた工場は、認定委員会により認定を受けた日から認定証マークを使うことができます。
- (問 4) 工場の認定を取下げたら、認定証マークは使えなくなるのですか。また協会を退会したら、どうなるのですか。

(答)

- 1. 認定証マークは、認定工場の証しとなるものです。取下げ、不適合等で、認定の有効期間が切れた場合は、認定証マークを使うことができません。
- 2. 認定工場は、協会会員の製造工場を対象としたものなので、退会した場合には認定の取下げをしなくても、退会した日で有効期間が切れることとなります。そのため、認定証マークを使うこともできません。

<認定証マークの供与>

(問 5) 認定証マークは、いつどのような形でもらえるのですか。また認定工場ではなく なったらどうすればよいのですか。 (答)

- 1. 協会より認定工場へ認定通知を送る際、認定工場証等と一緒に認定証マークの清刷を送ります。
- 2. 清刷には、直径 1.5cm~5cm の 9 種類の大きさのマークが印刷されています。認 定証マークは重要なものなので、電子データとしては提供していません。
- 3. 有効期間の満了等で認定工場でなくなった場合は、認定工場証と共に清刷も協会 へ返却して下さい。

<認定証マークの表示方法>

- (問 6) 認定証マークは、どんなものに使用してもよいのですか。
- (答) 認定証マークは、認定工場において認定申請の際に届けられた分類の冷凍食品にしか付けることはできません。因みにこの分類は、水産冷凍食品、農産冷凍食品、畜産冷凍食品、調理冷凍食品、その他の冷凍食品です。 工場の看板、営業者、名刺、ホームページ等、冷凍食品以外への使用は禁じられています。
- (問7)認定証マークの大きさや色に決まりはありますか。
- (答) 認定証マークの外周円の直径は15 mm以上として下さい。認定証マーク中央の「認定証」の文字は、原則白抜きですが、白抜きが難しい場合は、協会の品質・技術部にお問合せ下さい。また印刷の際には、認定証マークの文字が正確に読み取れるように、擦れ等がないようにして下さい。
- (間 8) 認定証マークは製品のどこへ付けてもよいのですか。

(答)

- 1. 袋、段ボールを問わず、販売最小単位の包装表面の見える所に、一括表示と認定 証マークを同時印刷する、もしくは同時印刷したシールを貼って下さい。以下の ような方法で、認定証マークを付けてはいけません。
 - ①袋又は段ボールに一括表示を印刷し、認定証マークをシールで貼る。
 - ②袋又は段ボールに認定証マークを印刷し、一括表示をシールで貼る。
 - ③袋又は段ボールに、認定証マークシールと一括表示シールを別々に貼る。
 - ④袋又は段ボールに認定証マークを印刷し、一括表示を捺印する(一括表示全体場合と枠や表示の一部を捺印し、残りを別途捺印又はシール貼りする)。
 - ⑤袋又は段ボールに一括表示が印刷されている又は一括表示を捺印やシールで 行い、認定証マークの印を押す。

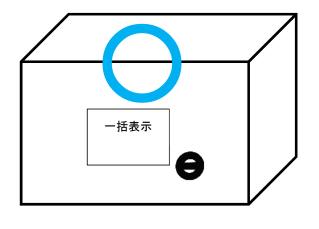
具体的には下記の例をご覧下さい。マークの付け方に疑問がある場合は、協会の 品質・技術部までお問合せ下さい。

2. 販売最少包装単位の袋に認定証マークを付けた製品を輸送する、段ボール等の外箱には例外的に認定証マークを付けることを認めますが、その場合、外箱には最

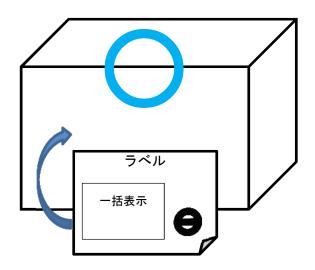
低限、商品名、内容量、賞味期限、保存方法、製造業者等の氏名を同時に印刷する、または同時に印刷したシールを貼って下さい。

1. 認定証マークの表示例

①一括表示と認定証マークの容器 包材への同時印刷

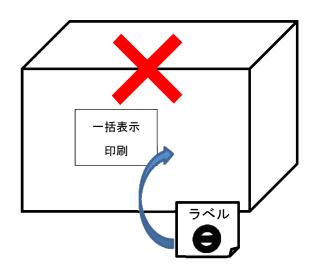


②一括表示と認定証マークを同時印刷 したシールの容器包材への貼付

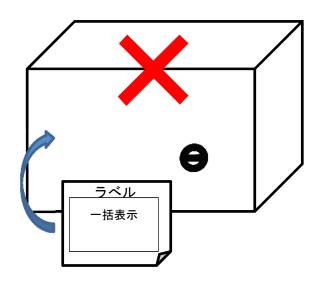


2. 認定証マークの不適切な表示例

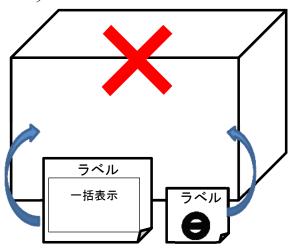
①一括表示を印刷した容器への 「認定証」ラベルの後貼り



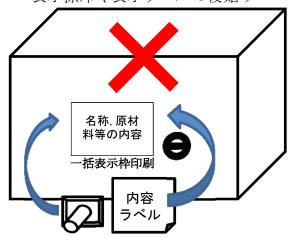
②「認定証」を印刷した容器への 一括表示ラベルの後貼り



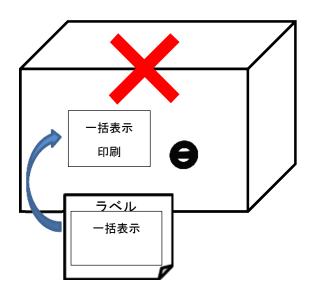
③別々に印刷した一括表示ラベルと 「認定証」ラベルの容器への後貼 り



④一括表示枠と「認定証」を印刷した包材の、枠内へのスタンプによる表示捺印や表示ラベルの後貼り



⑤一括表示と「認定証」を印刷した 包材の、一括表示部への別製品 の一括表示ラベルの後貼り



⑥一括表示を印刷した、一括表示 のラベルを貼った、スタンプで 一括表示を捺印した容器への スタンプによる「認定証」の 捺印

